

第 22 回 泉区和泉町住居表示検討委員会 要旨

日 時	平成 26 年 5 月 26 日（月）10 時～10 時 40 分
開 催 場 所	泉区役所 4 階 4 D 会議室
出 席 委 員	検討委員：日並会長、佐藤副会長、菊川副会長、新井委員、本橋委員、笠井委員、松浦委員、藤井委員、清水委員、久野委員、小林委員、山村委員、平川委員、原委員 事務局：【市民局】中込担当係長、廣瀬、藤 【泉区】区政推進課 藤田係長、桃井
欠 席 委 員	望月委員、川島委員、加瀬部委員、石口委員
開 催 形 態	公開（傍聴人 0 人）
次 第	（1）居住調査チラシ配付後の問合せについて （2）第四次地区現地調査の報告について （3）第三次地区の住居表示実施に向けたスケジュールについて （4）次回検討委員会について
決 定 事 項	特になし

議 事	
【事務局】	委員の一部変更がございます。和泉中央地区の委員が 1 名、渡辺委員から松浦委員に代わりました。
【会長】	よろしいですか。
【委員】	（異議なし）
【事務局】	<p>1 居住調査チラシ配付後の問合せについて</p> <p>（資料 1 に沿って説明）</p> <p>居住調査実施のお知らせチラシを、平成 26 年 4 月 8 日から 11 日までの間に、対象地区にお配りしました。</p> <p>その後、市民局窓口サービス課に問合せが 8 件ありましたので、ご報告します。</p> <p>まず、「（1）実施時期に関すること」について 2 件問合せがありました。「平成 26 年秋頃の予定です。去年は 10 月下旬頃に実施しました」と回答しました。</p> <p>「（2）手続に関すること」については 3 件問合せがありました。「住居表示後の手続」の問合せには「区役所での手続は不要ですが、運転免許証や金融機関等の手続はご自身で行っていただく必要がありま</p>

す」と回答しました。これは、例年の地元説明会でのご説明と同じ内容です。また、「住民が手続をせずに済むよう、手続を全て自動化してほしい」というご意見には「お客様の契約状況をこちらで把握することはできません。また、個人情報をもとの機関にお知らせするというのも、個人情報保護のためできかねます」と回答しました。

「(3) 実施に関する反対意見」も2件いただきました。「反対意見があることに耳を貸さずに住居表示を進めている。全住民の意見を聞いた上で進めるため、現在の計画を凍結すべき」というものと「住民が知らない間に住居表示実施の話が進んでいる。絶対に反対」というものでした。

その他「表札に住所が入っているがどうすればよいか」という問合せには「住居表示実施の際に、玄関に貼る青色の板をお渡しするので、そちらを貼ってご対応ください」と回答しました。

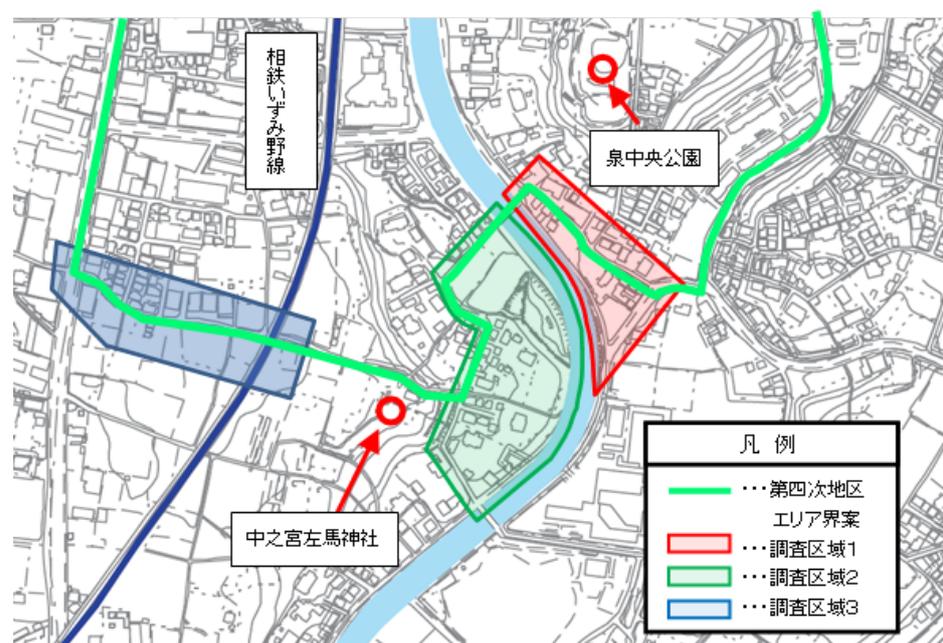
【委員】 「(3) 実施に関する反対意見」についてはどのように対応したのですか。

【事務局】 こういったご意見はよくいただくのですが、「アンケートの実施やその結果の回覧など、我々としてもできる限り住民の声を伺い、情報提供を行いながら事業を進めておりますのでご理解ください」とお答えしているのが現状です。

2 第四次地区現地調査の報告について

【事務局】 (資料2)に沿って説明)

平成26年5月14日(水)に現地調査を実施しましたのでご報告します。



	<p>第四次地区の南西部を拡大した図がこちらです。</p> <p>まず「調査区域1」としている、図の中の赤いエリアについてご報告します。こちらは市街化区域と川に挟まれており、街区を構成しやすい形状になっています。こちらを第四次地区に取り込めるのか、技術的な部分を念のため事務局側で再確認させていただくと当日お伝えし、その後、取り込みについて特に問題ないと確認しております。</p> <p>「調査区域2」としている図の緑色のエリアですが、こちらも、市街化区域と川に挟まれている地域です。宅地開発されている部分が部分的にあります。</p> <p>「調査区域3」としている青色のエリアは、ゆめが丘の区画整理地区との隣接部分です。</p> <p>調査区域1については、以前から「取り込もう」という話があったと思います。その再確認という意味で今回現地を歩きました。調査区域3についても確認のため歩き、車が1台すれ違えるかすれ違えないかくらいの道路ですが、町界としては問題ないと考えています。</p>
【会長】	<p>調査区域1、赤い部分については、以前から「取り込んでいいのではないか」という話があったと思います。何軒か家があって、形の上から見ても、ここだけ残すというよりは取り込むという形でよろしいでしょうか。調査区域2は公園や池があるところなのですが、調査区域1を取り組むということであれば、形の上からいけば、調査区域2のところまでは取り込んでも問題ないような気がします、いかがでしょうか。</p>
【事務局】	<p>(参考資料、資料3に沿って説明)</p> <p>現地調査の際、調査区域2を取り込んだ形の資料のご要望がありました。本日お持ちしましたので参考資料をご覧ください。従来の案どおり2町に分けるのが左上の案です。もし調査区域2を取り込むのであれば3町にもできるのでは、というご意見をいただき作成したのが右上と左下の案です。</p>
【委員】	<p>調査区域2の取り込みは技術的には可能なのですか。</p>
【事務局】	<p>ご議論の後で取り込むということになれば、技術的には問題ありません。</p>
【会長】	<p>調査区域3については、今のところは特に問題ありませんね。</p>
【事務局】	<p>参考までに、一次地区と二次地区の住居表示で市街化調整地域を取り込んだ際の理由を資料3-2として配付しております。これまで、市街化調整区域を実施区域に取り込んだ場合は、こういった部分を踏まえております。こういった理由づけの部分も含めてご議論いただければと思います。</p>

【会長】	<p>一次地区と二次地区で取り込んだ市街化調整区域がピンク色の部分ですね。</p> <p>何かご意見はありませんか。調査区域2は取り込むということによろしいですか。町界については、新たな取り込み予定地区の方に説明をしていただくということで。</p>
【事務局】	<p>この地区の方には新町名アンケートを実施していませんので、事務局側が出向いて個別にご説明する場を設ける必要があると考えています。</p>
【会長】	<p>資料3-2についてですが、町界について「四丁目、五丁目」にするか、または「四丁目、五丁目、六丁目」にするかですね。</p>
【事務局】	<p>そうですね、3町にするとなると、右上は少し苦しいかと思えますし、左下も町区域2が少し小さいかと思えますが、このあたりをご議論ください。</p>
【会長】	<p>3分割案その2は、実施区域がさらに南に広がるようであれば考えられるということですね。</p>
【事務局】	<p>このエリアの南の方も実際に歩いて調査したのですが、家は少し建っているのですが、半分家で半分山というところもあり、取り込み範囲の拡大は、技術的に調査区域2までで限界だと思っています。</p>
【会長】	<p>面積の方は問題ないのですか。</p>
【事務局】	<p>これまでもあった程度の大きさです。</p>
【会長】	<p>2町にすべきか3町にすべきかという点について、何かご意見はありますか。2町に分けるという形でよろしいですか。</p>
【委員】	<p>地元の方の意見を聞いてからということにしましょう。</p>
【会長】	<p>それでは、実施区域には調査区域1と2を取り込み、町区域は2分割にするという案を各町内会に持ち帰っていただくということでいかがでしょうか。川沿いということと大きい道路ということで、町界としては一番わかりやすいのではないかと思います。</p>
【事務局】	<p>3 第三次地区の住居表示の実施に向けたスケジュールについて (資料4)に沿って説明)</p>
【事務局】	<p>平成26年2月に案の公示を行い、3月に検討委員会で報告しました。現在は、居住調査を実施しております。6月の横浜市会本会議で議決をいただいた後、その後8月に住居表示実施の告示を行う予定です。この告示をもって具体的な実施日が明らかになると同時に、「あなたの家の番号は〇番〇号ですよ」といった具体的な新住所を正式に言えるようになります。新住所の通知書を送付するのは9月の中旬から下旬頃になる予定です。</p>

<p>【会長】</p>	<p>住居表示の実施にあたり、各種手続に関する説明会を予定しています。説明会は例年4回程度実施していますが、今回も4回程度の開催を考えています。伊勢山小学校で開催する方向で調整を進めたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">4 次回検討委員会について</p> <p>第四次地区については、本日だいたいのエリアや町界が決まりましたが、新たな取り込み予定地区で説明し、了承を得られたかどうか、その結果を聞いた上で話が進んでいくことになるかと思います。</p> <p>例年ですと6月に検討委員会を開催し、地元説明会のお知らせチラシや新町名アンケートのこととが議題となっていました。アンケートについては第六次地区の分まで既に終了していますので、今回は必要ありません。本日の話の説明が各町内会で6月に行われると思いますので、次回の検討委員会開催は7月とし、各町内会で出た意見を持ち寄っていただき、問題なければ町界など様々な話を進めていければと思います。</p> <p>7月にその辺りの話が決めれば、それ以降は検討委員会をそう頻繁に開催する必要は無いのではないのでしょうか。配付チラシの確認程度の内容であれば、文書のやり取りで済むと思います。</p> <p>それでは、次回の検討委員会は7月29日(火)に開催することとします。よろしくお願いいたします。</p>
<p>資 料</p>	<p>資料1 第三次地区居住調査開始のチラシ配付後の問合せについて 資料2 泉区和泉町第四次地区の現地調査について（報告） 資料3 第四次地区区域案 資料4 第三次地区の実施までのスケジュールについて 参考資料 調査区域2を住居表示実施区域に取り込む場合の町区域案</p>